## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

**中日本高速道路株式会社公告第14号**

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年10月12日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

企画割引「Japan Expressway Pass」

１．割引をする自動車

３．に定める期間のうち連続する最大７日間又は最大14日間に、４．に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、宮城県道路公社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

２．割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

| 最大日数 | 普通車 |
|---|---|
| ７日間 | 20,000円 |
| 14日間 | 34,000円 |

３．実施する期間

平成29年10月13日から平成31年９月30日まで

４．適用区間

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路のうち北海道縦貫自動車道函館名寄線、北海道横断自動車道黒松内釧路線、北海道横断自動車道黒松内北見線、一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））及び一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））を除く全区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する高速道路の全区間並びに西日本高速道路株式会社が管理する高速道路のうち一般国道２号（第二神明道路）を除く全区間並びに宮城県道路公社が管理する主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の全区間。

５．割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成29年10月12日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵㉒に次を加える。

㈦　企画割引「Japan Expressway Pass」

イ）割引をする自動車

ハ）に定める期間のうち連続する最大７日間又は最大14日間に、ニ）に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、宮城県道路公社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、連続する最大日数の別に次のとおりとする。

| 最大日数 | 普通車 |
|---|---|
| ７日間 | 20,000円 |
| 14日間 | 34,000円 |

ハ）実施する期間

平成29年10月13日から平成31年９月30日まで

ニ）適用区間

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路のうち北海道縦貫自動車道函館名寄線、北海道横断自動車道黒松内釧路線、北海道横断自動車道黒松内北見線、一般国道233号（深川・留萌自動車道（深川沼田道路））及び一般国道235号（日高自動車道（苫東道路））を除く全区間並びに中日本高速道路株式会社が管理する高速道路の全区間並びに西日本高速道路株式会社が管理する高速道路のうち一般国道２号（第二神明道路）を除く全区間並びに宮城県道路公社が管理する主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間並びに京都府道路公社が管理する丹波綾部道路及び綾部宮津道路の全区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路の全区間。

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車にその他割引は重複して適用しないものとする。